

猿島茶活用 事業を認定

経産省の中小企業支援

経済産業省は十三日、中小企業地域資源活用促進法に基づく全国の中小企業による事業計画の第二次認定を発表した。県内からは、製茶販売の野口徳太郎商店(境町)が

申請した「猿島茶の茶葉と種子を利用した機能性食品の原材料開発」事業を認定した。

同事業は、これまで飲料用だった茶葉や捨てられていた茶の種子に含まれる有効成分を丸ごと食べられるよう、機能性食品や添加剤などの材料となる「粉末茶」を新たに開発、販売する。

同法は六月に施行。中小企業は県が指定した農林水産物などの地域資源(二百件)から素材を選び、商品開発計画を関東経済産業局に申請する。認定されると、開発費の補助や専門家のアドバイザー、販売先紹介などの支援が受けられる。第一次認定では県内企業一件が認定された。